

## 秋田県 日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業に関するQ & A

No	質問	回答
1	PCR無料化事業とはなんですか？	新型コロナウイルス感染症対策と日常生活回復の両立を図るため、無症状者のうち、飲食、イベント、旅行・帰省等の経済社会活動を行うにあたり検査が必要な方や、感染拡大期に感染不安を感じる方が受けるPCR等検査を無料化する事業です。
2	ワクチン・検査パッケージ制度とはなんですか？	「ワクチン・検査パッケージ制度」は、感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするための制度です。
3	対象者全員検査とはなんですか？	緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等における飲食・イベントの人数制限等について、（入場者や参加者など）対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、緩和することができる制度です。
4	無料検査の対象者の年齢制限はありますか？	年齢制限はありません。
5	どこで検査が受けられますか？	ホームページで「無料検査実施場所一覧」をご覧ください。
6	検査前の制限（食事など）はありますか？	PCR検査では、直前に食事をされて検査をすると、容器の中に食べ物の残骸が少し混じったりすることがあり、解析結果に影響してしまいます。また、マウスウォッシュなど口の中の消毒を行ってしまうと、唾液に排泄されているウイルスに影響を及ぼす可能性があります。詳細は検査事業者にご確認ください。
7	当日、発熱や咳などの症状があった場合でも検査は受けられますか？ 体調不良などの場合でも検査を受けることはできますか？	本事業の対象者は無症状者に限られるため、少しでも症状があった場合は、無料検査を受けることはできません。
8	検査結果はどうやって知ることができますか？	検査結果は、検査機関が発行する書面のほか、メールでお知らせする場合があります。 ※検査実施場所により対応が異なります。
9	陰性判定の場合、証明書がもらえるのですか？またその有効期間は？	検査の結果通知書については、検査機関が発行する書面のほか、メールでお知らせする場合があります。※検査実施場所により対応が異なります。 （検査結果の有効期限） PCR検査等 検体採取日＋3日 抗原定性検査 検査日＋1日

No	質 問	回 答
10	陽性判定だった場合、どうなりますか？	<p>陽性反応が出た場合は、かかりつけ医又は「総合案内窓口」（TEL:8時から17時まで⇒018-895-9176、17時から翌8時まで⇒018-866-7050）へ相談していただくか、次の①～⑥の要件をすべて満たす場合は、秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターへ陽性者登録申請をしてください。</p> <p>①秋田県在住（長期滞在を含む）であること  ②小学生以上65歳未満であること  ③基礎疾患や肥満（BMI30以上）がないこと  ④妊娠（可能性を含む）していないこと  ⑤市販薬を活用して自宅療養が可能であること  ⑥電子メールでの連絡が可能であること</p>
11	対象者は何回でも受ける事ができますか？	<p>正当な理由なく1日につき1回を超えて無料検査を受けることはできません。また、検査申込書にて申告した検査利用回数が月3回程度を上回る場合には、申込者に当該回数となった理由の記載を求められることがあります。</p>
12	「感染拡大傾向時の一般検査事業」の期間は？対象者は？	<p><b>実施期間：令和4年1月5日（水）～令和4年12月31日（土）</b></p> <p><b>感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる住民で、無症状の方（秋田県の住民たる者。ワクチン接種済・未接種を問わない。）</b></p> <p>※例えば、以下のような方が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏やオミクロン株の感染が確認されている地域と往来をした、当該地域の方と長い時間飲食を共にした等により、感染不安を抱える方</li> <li>・高齢者施設等を訪問する予定があるなど、あらかじめ感染不安を解消しておきたい事業がある方</li> <li>・感染拡大傾向時においても、対人接触の機会が多い環境にある方 等</li> </ul>
13	「感染拡大傾向時の一般検査事業」を受検するには、何を持参する必要がありますか？	<p>受検に当たっては、住所が確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）の提示が必要です。</p> <p>※身分証明書で県内在住が確認できない場合は、公共料金の請求書等でも可。</p>

No	質 問	回 答
14	<p>「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」の期間は？対象者は？</p> <p>【「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」は令和4年8月31日で終了しました。】</p>	<p>実施期間：令和3年12月24日（金）～令和4年8月31日（水）</p> <p>①ワクチン3回目接種が未了の無症状の方 ②ワクチン3回目接種済で、対象者全員検査等または高齢者や基礎疾患をもつ方等との接触を伴う活動のため陰性の検査結果の確認が必要な無症状の方</p> <p>※原則として抗原定性検査 次の場合は、PCR検査等の利用可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10歳未満の方</li> <li>・高齢者や基礎疾患をもつ方等との接触を予定している方</li> </ul> <p>県外在住者も対象</p>
15	<p>「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」を受検するには、何を持参する必要がありますか？</p> <p>【「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」は令和4年8月31日で終了しました。】</p>	<p>受検に当たっては、チケットや予約票等、検査目的を確認できる書類の提示が必要です。ワクチン3回目接種済の方は、検査を受検する必要があることがわかる書類、PCR検査等の利用を希望する方は、該当理由が確認できる書類の提示が必要です。（ホームページ掲載の様式例による申立書で代替可）</p>
16	<p>オミクロン株の感染拡大している県外地域に出張し、出張した職員が感染不安を感じている場合、一般検査事業の対象となりますか？</p>	<p>事業者が従事者に指示をして、当事業の無料検査を受けさせる場合は対象外です。なお、一個人として、首都圏等との往来や現地の関係者と長時間にわたって飲食を共にした場合等により、感染不安を感じる場合によっては検査対象者に該当することとなります。</p>
17	<p>開催予定のイベントの実行委員スタッフが、イベント開催前に検査する（させる）場合は無料検査の対象となりますか？</p>	<p>会社等が事業の一環として従業員に検査を受けさせる場合は、対象となりません。</p>
18	<p>学生が首都圏に帰省して長時間の会食等を行い秋田に帰県したが、感染不安がある場合、一般検査事業の対象となりますか？</p>	<p>対象となります。 秋田県に居住していることが確認できる書類（公共料金の請求書・領収書等）と身分証明書を併せてご持参ください。</p>
19	<p>現在、秋田県に単身赴任中だがPCR等無料検査を受けたい。証明は何であれば良いですか？</p>	<p>秋田県に居住していることが確認できる書類（公共料金の請求書・領収書等）と身分証明書を併せてご持参ください。</p>
20	<p>検査を受ける際は予約が必要ですか？</p>	<p>感染者が急増した地域では、検査実施場所が大変混雑しています。 事前の予約や確認をお願いします。</p>

No	質 問	回 答
21	陽性者の濃厚接触者は対象となりますか？	<p>対象となりません。</p> <p>なお、濃厚接触者とは、感染者の感染可能期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった人のうち、次の①～④の範囲に該当する人を指します。</p> <p>①感染者（患者）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった</p> <p>②適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた</p> <p>③患者の気道分泌液（痰（たん））もしくは体液等の汚染物質に直接触れた</p> <p>④手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった</p> <p>※国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より</p>
22	<p>大学への入学準備のため県外に行く予定がありますが、無料検査の対象となりますか？</p> <p><b>【「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」は令和4年8月31日で終了しました。】</b></p>	<p>ワクチン3回目接種が未了の無症状の方は、抗原定性検査が受検できます。</p> <p>また、ワクチン3回目接種済の方は、対象者全員検査等のため、検査が必要な場合、抗原定性検査を受検できます。</p> <p>その場合、「検査受検の目的の概要・日付がわかるチケット、予約票等」検査目的を確認できる書類の提示が必要です。</p> <p>ワクチン3回目接種済の方は、検査を受検する必要があることがわかる書類が必要です。（ホームページ掲載の様式「申立書」で代替可）</p>
23	新型コロナウイルス感染症に感染し、療養していました。保健所から就業制限解除の連絡がありましたが、本当に治っているか心配なので、職場に復帰する前に無料検査を受けることができますか？	<p>入院・療養されていた方の退院・療養解除は、国の基準に基づき、医療保健関係者が確認の上、行っています。また、退院等により就業制限も解除されるため、勤務開始に当たって、職場等への証明の提出は不要とされています。</p> <p>陽性者の早期発見、感染拡大防止の観点から、感染リスクの高い場面に接した方、感染の可能性がより高い方を中心にご利用いただくようお願いいたします。</p>
24	濃厚接触者となり、自宅療養していました。待機期間の解除後に、職場等に復帰する前に無料検査を受けることができますか？	<p>濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等での勤務開始に当たって、職場等への証明は不要とされています。</p> <p>陽性者の早期発見、感染拡大防止の観点から、感染リスクの高い場面に接した方、感染の可能性がより高い方を中心にご利用いただくようお願いいたします。</p>
25	飲食、イベント又は旅行、帰省等の活動に際して検査結果通知書を求められた場合、無料検査の対象となりますか？	<p>「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」は令和4年8月31日で終了しましたが、感染不安のある無症状の秋田県在住の方であれば、飲食、イベント又は旅行、帰省等の活動に際して検査結果通知書を求められた場合も含め、「感染拡大傾向時の一般検査事業」を活用することができます。</p>